

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた 生産者の皆さまへ

～高収益作物次期作支援交付金のご案内～

新型コロナウイルス感染症の発生により売上げが減少する等の影響を受けた高収益作物（野菜・花き・果樹・茶）について、次期作に前向きに取り組む生産者の皆さまを支援いたします。

支援対象となる生産者

令和2年2月から4月の間に野菜、花き、果樹、茶について、出荷実績がある又は廃棄等により出荷できなかった生産者

※1：5月以降に出荷を開始した場合の支援対象については、今後の公募の際にお示しします。

※2：野菜、花き、果樹、茶以外の高収益作物は、都道府県と国との協議により都道府県単位で追加される場合があります。

支援内容その1（要綱第4の2の（1）関係）

◆ 高収益作物の次期作に向けた取組に対して、次のとおり支援します。

【支援単価】

① 基本単価 5万円/10a ※中山間地域等では単価を1割加算

② 施設栽培のうち高集約型品目の単価

対象品目（高集約型品目）： 新型コロナウイルス感染症の影響で需要が減少した品目	交付単価
施設栽培の花き、大葉及びわさび	80万円/10a
施設栽培のマンゴー、おうとう及びぶどう	25万円/10a

【対象施設】 加温装置（空調装置）又はかん水装置がある施設

（いわゆる雨よけハウスは除きます。）

※1：都道府県から国への協議により、都道府県単位で対象品目・対象装置が追加される場合があります。

※2：中山間地域等の1割加算はありません。

※3：交付単価80万円/10aは、実施要領別紙1-1の別表1のイの③に取り組むこと。

対象となる取組例

- ・生産・流通コストの削減の取組
- ・種苗、肥料、農薬等の資材の購入
- ・土壌改良資材の投入
- ・自動環境制御装置の活用
- ・作業環境の改善の取組
- ・事業継続計画の策定

等



機械化体系の導入



被覆資材の導入



空調装置の導入



環境制御盤の導入

支援内容その2 (要綱第4の2の(2)関係)

- ◆ 次期作に向けた下記の①～③のいずれかの取組を行う場合に、10a当たり2万円を支援します。 ※中山間地域等では単価を1割加算

対象となる取組

- ① 新たに直販等を行うためのHP等の整備
- ② 新品種・新技術の導入等に向けた取組
- ③ 海外の残留農薬基準への対応又は有機農業・GAP等の取組

※2万円/10a × 取組数(3取組(①②③全て)で、最大6万円/10a)



研修会の開催



新品種導入

支援内容その3 (要綱第4の2の(3)関係)

- ◆ 高品質なものを厳選して出荷する取組に対して、取組を行った人数・日数に応じ、1人・1日あたり2,200円を支援します。

※新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年2月以降、厳選出荷に取り組んだ期間が対象となります。

【対象品目】

花き、茶、施設栽培の大葉、わさび、マンゴー、おうとう及びぶどう

※都道府県から国への協議により、都道府県単位で対象品目が追加される場合があります。

※施設栽培のうち、いわゆる雨よけハウスは除きます。

対象となる取組

(花きの取組例)

- ・フラワーネット張りの調整
 - ・芽かき・摘花・整枝
 - ・冷蔵貯蔵等による出荷調整
- 等



芽かき・摘花等

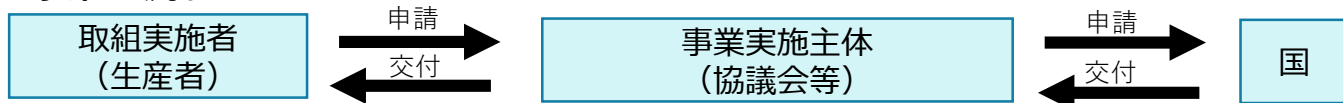
(茶の取組例)

- ・被覆作業の実施
 - ・化粧ならし・遅れ芽除去
 - ・荒茶の分別製造調整
- 等



茶の被覆作業の実施

<事業の流れ>



本事業に関する問い合わせ先

農林水産省 生産局 園芸作物課 ☎03-6738-7423

北海道農政事務所 生産支援課 ☎011-330-8807

東北農政局 生産部 園芸特産課 ☎022-221-6193

関東農政局 生産部 園芸特産課 ☎048-740-0434

北陸農政局 生産部 園芸特産課 ☎076-232-4314

東海農政局 生産部 園芸特産課

近畿農政局 生産部 園芸特産課

中国四国農政局 生産部 園芸特産課

九州農政局 生産部 園芸特産課

沖縄総合事務局 農林水産部 生産振興課

☎052-223-4624

☎075-414-9023

☎086-224-4511

☎096-300-6253

☎098-866-1653

高収益作物次期作支援交付金（第1次補正予算の運用改善）

【令和2年度補正予算額 24,190百万円】

<対策のポイント>

新型コロナウイルスの影響による需要の減少により市場価格が低落するなどの影響を受けた野菜・花き・果樹・茶等の高収益作物について、次期作に前向きに取り組む生産者を支援し、国内外の新たな需要促進につなげます。

また、施設園芸用の単価を新たに設定するとともに、厳選出荷に取り組む生産者の支援を追加する運用改善を行いました。（赤字部分）

<政策目標>

野菜・花き等高収益作物について、新型コロナウイルス収束後に向けた生産体制の強化

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 次期作に前向きに取り組む生産者への支援

- 次期作に前向きに取り組む野菜・花き・果樹・茶等、高収益作物の生産者に対し、種苗等の資材購入や機械レンタル等を支援します。

【定額支援：10a当たり5万円】※1

また、高集約型経営である施設園芸については、交付単価を新たに設定します。

施設花き等：10a当たり80万円
施設果樹：10a当たり25万円

- 新たな品種や新技術の導入等の取組を支援します。

【定額支援：10a当たり2万円×取組数】※2

2. 厳選出荷に取り組む生産者への支援

- 花きや茶等の高品質なものを厳選して出荷する取組を支援します。

【定額支援：1人・1日当たり2,200円】

【取組例】

- ・生産・流通コストの削減に要する経費
- ・種苗、肥料、農薬等の資材費
- ・土壌改良資材の投入に要する経費
- ・灌水装置や換気扇の導入に要する経費
- ・作業環境の改善に資する経費 等



被覆資材の導入

【取組例】

- ・新たに直販等を行うためのHP等の環境整備
- ・新品種・新技術の導入等
- ・海外の残留農薬基準への対応、有機農業やGAP等の取組 等



新品種導入試験

【取組内容】

- ・産地の取り決めに基づき、まとめて高品質な花き等を出荷



専かき・摘花等の徹底

新たな需要に対応した生産強化

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】（野菜等関係）生産局園芸作物課（03-6738-7423）

（花き関係）生産局園芸作物課（03-6738-6162）

（茶関係）生産局地域対策官（03-6744-2117）